七	二百四十	改正前地共済年金のうち退職共済年金（地共済施行法第十条第三項（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）
		当該退職共済年金の受給権者の地方公務員共済組合の組合員期間の月数に地共済施行法第十条第三項の規定によりその者が同項に規定する特定事務従事地方公務員であった期間の月数から十二を控除した月数を算入することとした場合のその算入後の月数
八	百八十	改正前私学共済年金のうち退職共済年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法によるものに限る。）
		当該退職共済年金の受給権者の改正前私学共済法による加入者期間の月数

（その額が改正前協定実施特例法第十七条第四項の規定により定められたものに限る。）

（その額が改正前協定実施特例法第十七条第四項の規定により定められたものに限る。）の受給権を有していた者に対し、改正後協定実施特例政令第四十一条の規定を適用する場合においては、同条中「法第二十七条の規定により支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算」とあるのは、「平成二十七年経過措置政令第百十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前協定実施特例法第九十六条第一項に規定する遺族給付の中高齢寡婦加算又は同条第二項に規定する遺族給付の経過的寡婦加算」とする。

（改正前国共済年金等のうち退職共済年金又は障害共済年金に係る協定実施特例法等の適用に関する経過措置）

第百二十三条　次の各号に掲げる退職共済年金又は障害共済年金であって当該各号に定める改正前協定実施特例法の規定により支給するものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整並びに当該受給権を有する者の配偶者に係る老齢厚生年金の加給及び障害厚生年金の配偶者加給、改正後協定実施特例政令第百三十四条第一項に規定する旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等並びに改正後協定実施特例政令第百三十九条第一項に規定する旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給の停止については、当該退職共済年金又は障害共済年金を改正後協定実施特例法の相当する規定により支給する給付とみなして、改正後協定実施特例法及び改正後協定実施特例政令の規定を適用する。

一　改正前国共済年金のうち退職共済年金又は障害共済年金　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定

二　改正前地共済年金のうち退職共済年金又は障害共済年金　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定

三　改正前私学共済年金のうち退職共済年金又は障害共済年金　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前協定実施特例法の規定

附　則

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百四十四号

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の十」を「第二十一条の二」に、「第十二条―第十三条」を「第二十二条―第二十五条の四」に、「第十四条―第十七条」を「第二十六条―第二十八条」に、「第五章　国家公務員共済組合審査会（第十八条―第二十九条）」を「第五章　国家公務員共済組合審査会（第二十九条―第二十九条の三）」に改め、「第三十条・」を削る。

第一条中「「地方の組合」、「受給権者」を「「受給権者」、「地方の組合」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」」に改め、「「特例継続組合員」、「特例継続掛金」及び「「障害共済年金」、「遺族共済年金」」を削り、「第三十八条第二項ただし書、第四十一条第一項」を「第三十九条第一項、第五十五条第一項第二号、第七十三条第一項、第七十四条」に、「附則第十三条の三第四項、附則第二十条の三第二項若しくは附則第二十条の四第一項」を「附則第二十条の二第二項若しくは附則第二十条の三第一項」に改め、「、第十二条、第十三条」を削り、「地方の組合、受給権者」を「受給権者、地方の組合、厚生年金保険給付、退職等年金給付」に改め、「、特例継続組合員、特例継続掛金」及び「、障害共済年金、遺族共済年金」を削る。

第五条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の規定に基づく在勤手当（財務大臣が定めるものを除く。）

第八条第一項第二号中「第九条の三第一項第二号」を「第九条の三第一項第三号」に、「元本補てん」を「元本補填」に改め、同条第二項中「第九条の三第一項第二号」を「第九条の三第一項第三号」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（連合会の業務として計算をすべき費用）

第八条の二　法第二十一条第二項第一号ロに規定する政令で定める費用は、厚生年金保険給付に係る事務に要する費用とする。

2　法第二十一条第二項第二号ロに規定する政令で定める費用は、退職等年金給付に係る事務に要する費用とする。

第九条の見出しを「（厚生年金保険給付積立金及び退職等年金給付積立金の積立て）」に改め、同条第一項中「長期給付（」を「厚生年金保険給付（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）」に、「第十七条第一項において「財政調整拠出金」という。）を含む。以下この項及び次項並びに次条」を「法第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）を含む。次項及び第九条の三